

江戸川区気候変動適応センター設置要綱

令和3年4月1日 施行

(設置)

第1条 気候変動適応法(平成30年法律第50号)第13条第1項に基づき、江戸川区における気候変動適応を推進するため、江戸川区気候変動適応センター(以下「センター」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 センターは、次に掲げる事務を所掌する。

気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理及び分析に関すること。

前号に規定する情報の発信及び提供に関すること。

その他気候変動適応を推進するために必要なこと。

(組織)

第3条 センターは、センター長、副センター長及びセンター員をもって組織する。

2 センター長は、担任に係る副区長を充てるものとし、センターを総括する。

3 副センター長は、他の副区長を充てるものとし、センター長を補佐する。

4 副センター長は、センター長に事故があるとき又はセンター長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 センター員は、別表に掲げるとおりとし、センター長の命を受けセンターの事務に従事する。

(本部)

第4条 江戸川区における気候変動適応に関する施策の意思決定、進捗管理及び連絡調整を行うため、センターに気候変動適応本部(以下「本部」という。)を置く。

2 本部長は、センター長を充てる。

3 副本部長は、副センター長を充てる。

4 本部員は、センター員を充てる。

(会議)

第5条 本部は、本部長が招集する。

2 本部は、本部長が必要があると認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は本部員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第6条 第4条に定める事務について専門的な調査、検討、情報共有等を行うため、必要に応じ本部に作業部会を置くことができる。

2 作業部会の組織、運営その他必要な事項は、本部長が別に定める。

(庶務)

第7条 センターの庶務は、環境部気候変動適応課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

教育長
経営企画部長
SDGs推進部長
新庁舎・施設整備部長
危機管理部長
総務部長
都市開発部長
環境部長
文化共育部長
生活振興部長
産業経済部長
福祉部長
子ども家庭部長
健康部長
江戸川保健所長
土木部長
区議会事務局長